合理化に関する事項

⑴　燃料の燃焼の合理化

①～③　［略］

④　燃焼設備の新設に当たっての措置

ア．燃焼設備を新設する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定すること。

イ．　［略］

ウ．　［略］

⑵　加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

（２－１）　加熱等設備

①～③　［略］

④　加熱等を行う設備の新設に当たっての措置

ア．加熱等を行う設備を新設する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定すること。

イ．加熱等を行う設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(ｱ)　熱交換に係る部分には、熱伝導率の高い材料を用いること。

(ｲ)　熱交換器の配列の適正化により総合的な熱効率を向上させること。

（２－２）　空気調和設備、給湯設備

①～③　［略］

④　空気調和設備、給湯設備の新設に当たっての措置

ア．空気調和設備、給湯設備を新設する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定すること。

イ．空気調和設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(ｱ)～(ｺ)　［略］

合理化に関する事項

⑴　燃料の燃焼の合理化

①～③　［略］

④　燃焼設備の新設に当たっての措置

［新規］

ア．　［略］

イ．　［略］

⑵　加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

（２－１）　加熱等設備

①～③　［略］

④　加熱等を行う設備の新設に当たっての措置

加熱等を行う設備（建築設備を除く。）を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じること。また、建築設備である加熱設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、建築物判断基準中、空気調和及び給湯に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。

ア．熱交換に係る部分には、熱伝導率の高い材料を用いること。

イ．熱交換器の配列の適正化により総合的な熱効率を向上させること。

（２－２）　空気調和設備、給湯設備

①～③　［略］

④　空気調和設備、給湯設備の新設に当たっての措置

［新規］

ア．空気調和設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、建築物判断基準中、空気調和に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(ｱ)～(ｺ)　［略］